

41-1 鑄造職種(鑄鉄鑄物鑄造作業)

2010.1.22

<p>作業の定義</p>	<p>鑄鉄を溶かして鑄型に注ぎ込み、冷えて固まった後で鑄型から取り出し、目的に応じた製品に仕上げる作業をいう。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)鑄鉄鑄物鑄造作業          ①及び②の1.から3.の作業並びに③の作業を必ず行い、その他の作業については、できるだけ技能実習計画に盛り込むこと。          ①鑄型造型の段取り作業          ②鑄型の造型及び補修作業            1.砂型による造型作業            2.中子の製作作業            3.鑄型の乾燥及び組立て作業            4.鑄型の良否の判定及び補修作業            5.塗型剤の選定、調合及び塗型作業          ③鑄込作業          (2)安全衛生作業          ①雇入れ時等の安全衛生教育          ②作業開始前の安全装置等の点検作業          ③鑄造職種に必要な整理整頓作業          ④鑄造用機械及び周囲の安全確認作業          ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業          ⑥安全装置の使用等による安全作業          ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業          ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">} ※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業          ①銅合金鑄物鑄造作業          ②軽合金鑄物鑄造作業          ③調砂作業          ④合金溶解炉等の操作作業          ⑤機械加工作業(鑄造に関する機械加工のみ)          ⑥後加工(ばり取り、穴あけ、研磨等)作業          ⑦検査(外観、寸法、材質、強度、非破壊等)作業          ⑧鑄造用機械・器具の管理作業          ⑨木型・金型の保守・管理作業          ⑩鑄造方案作成作業          (2)周辺作業          ①原材料等の搬送作業(工場内)          ②加工部品及び製品の組立て作業          ③製品(部品)の梱包・出荷作業          ④原価計算、品質管理等の鑄造に関連した管理作業          ⑤揚重運搬機械の運転作業(機械に応じて特別教育、技能講習等が必要。)          ⑥玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。)          (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)          上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>一つ以上必ず使用すること。          1.ねずみ鑄鉄          2.球状黒鉛鑄鉄          3.CV鑄鉄          4.低合金鑄鉄</p>
<p>使用する機械・設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.及び2.を必ず使用し、3.から17.のうち必要なものを使用すること。          1.各種鑄造用手工具(けがき、ぼんち、たがね、ハンマ、へら類、こて(鋺)類、スタンプ及び突き棒類、はけ及び筆類、ふるい類等)          2.各種測定用器具(スコヤ、定盤、定規、鑄物尺、ノギス等)          3.造型機          4.造型機用付属装置及び付属装置用手工具          5.中子成型機          6.中子成型機用付属装置及び付属装置用手工具          7.鑄造用溶解炉          8.各種検査機器          9.各種鑄造用器具          10.各種電動工具          11.各種エアツール          12.保護用眼鏡          13.塗型装置          14.砂混練機(バッチタイプ、連続式)          15.砂落とし装置(ショットブラスト、ターンブラストなど)          16.鑄型ばらし装置          17.堰折り装置</p>
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.自動車部品(シリンダブロック、クランクシャフト、カムシャフト、エキゾーストマニホールド、オイルポンプハウジング、ブレーキロータ等)          2.工作機械部材(旋盤のベッド、フライス盤の構造部材、その他工作機械の主要構造材等)          3.土木建設機械部材(ブルドーザ、ショベルローダ等の建設機械の主要構造部材)          4.プラスチック成形機用部材(主に射出成形機の主要構造部分)          5.汎用及び家庭用電気機器部品(家庭用空調機、小型冷媒圧縮機等)          6.電気機器部品(モータカバー等)          7.鉄道車両用部品(特にブレーキ関係部品)          8.船舶用(エンジンを中心とした各種部品)          9.鑄鉄管          10.景観鑄物(街路灯、門扉、マンホール蓋、歩道橋高欄等)          11.日用品[鉄瓶、茶の湯セット(茶道具)、風鈴等]</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.銑鉄製造(製銑)作業          2.鑄造以外の鉄素形材製造作業          3.鑄造以外の非鉄金属素形材製造作業          4.鑄物用鉄溶融作業          5.鑄物用非鉄金属溶融作業          6.金属素形材(プレス)製品製造作業          7.金属被覆・彫刻業・熱処理作業          8.鍛造作業          9.ダイカスト作業          10.鍛造用ビレット製造作業          11.中子製造作業のみの場合          12.中子製造作業がない場合</p>